⑶　人の健康に悪影響が及ぶことを防止し、又は抑制するため緊急を要する場合で、あらかじめ食品健康影響評価を行ういとまがないとき

この場合に該当するかどうかについては、関係各大臣が、原則に対する例外措置であることを十分に考慮して判断する。

なお、関係各大臣は、当該施策の策定後速やかに、食品安全委員会に対し、この場合に該当する旨を報告し、事後的に食品健康影響評価を要請しなければならない。この場合、必要に応じ、当該食品健康影響評価の結果を踏まえて、施策の見直しを行う。

3　食品健康影響評価の円滑な実施を図るための手順及び手法等

⑴　食品健康影響評価の開始前

①　関係各大臣が食品安全委員会の意見を聴く場合

ア　個別の食品健康影響評価の目的、対象及び作業内容について、事前に、食品安全委員会及び消費者庁、厚生労働省、農林水産省、環境省その他のリスク管理措置（食品の安全性の確保に関する規制や指導等を行うことをいう。以下同じ。）を講ずる行政機関の相互間において共通の理解を得ることとする。

イ　消費者庁、厚生労働省、農林水産省、環境省その他のリスク管理措置を講ずる行政機関は、アの趣旨を十分踏まえた上で食品安全委員会の意見を聴くこととし、その際には最新の科学的知見など、食品健康影響評価に必要な資料を提出するとともに、食品健康影響評価の結果に基づき講じようとするリスク管理上の対応の明確化に努める。

②　食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う場合

食品安全委員会は、自ら食品健康影響評価を行う場合には、当該評価事項の決定に当たり、関係者相互間における情報及び意見の交換を行うよう努める。

③　食品健康影響評価に関するガイドラインの作成

食品安全委員会は、食品健康影響評価に必要なデータの明確化を図るため、危害要因等に応じた食品健康影響評価に関するガイドラインを作成し、必要に応じて見直しに努める。

⑵　食品健康影響評価の実施時

①　食品安全委員会は、食品健康影響評価の実施に当たっては、評価事項の内容等に応じ、海外のリスク評価機関との連携に努める。

②　食品安全委員会は、食品健康影響評価に用いた情報をホームページ等の多様な手段を用いて公表する。その際、個人情報、知的財産にかかわる情報等の保護に十分配慮しなければならない。

③　食品安全委員会は、食品健康影響評価に関する専門調査会における結論については、原則として国民からの意見募集を行うとともに、出された意見及びそれへの対応を公表する。

⑶　食品健康影響評価の終了後

①　食品安全委員会は、食品健康影響評価を終了した場合には、遅滞なく、その結果を関係各大臣に通知するとともに、ホームページ等の多様な手段を用いて公表しなければならない。

②　食品安全委員会は、必要に応じ、食品健康影響評価の結果をわかりやすく解説し、ホームページ等の多様な手段を用いて公表する。

③　食品安全委員会は、緊急暫定的なリスク管理措置の実施に当たり食品健康影響評価を実施した場合には、当該措置の実施状況及びその後の科学的知見について、十分把握するよう努める。

⑷　食品健康影響評価の手法

食品安全委員会は、定量的な食品健康影響評価に重点を置いて、食品健康影響評価の手法の検討を進める。

4　食品安全委員会の行う勧告等

⑴　勧告

①　食品安全委員会は、食品健康影響評価の結果に基づき、必要に応じ、食品の安全性の確保のため講ずべき施策について内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告する。

②　食品安全委員会は、食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況を監視し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告する。

③　食品安全委員会は、①及び②の勧告をした場合には、その内容をホームページ等の多様な手段を用いて公表するとともに、関係各大臣は、これらの勧告に基づき講じた施策について食品安全委員会に報告しなければならない。

⑵　意見

①　食品安全委員会は、食品の安全性の確保に関する施策を適切に推進する観点から、食品の安全性の確保のため講ずべき施策に関する重要事項を調査審議し、必要に応じ、消費者庁、厚生労働省、農林水産省、環境省、地方公共団体等の関係行政機関の長に意見を述べる。

②　食品安全委員会は、①の意見を述べた場合には、その内容をホームページ等の多様な手段を用いて公表するとともに、関係行政機関は、当該意見に基づき講じた施策について食品安全委員会に報告する。

第２　国民の食生活の状況等を考慮し、食品健康影響評価の結果に基づいた施策の策定（法第12条関係）

⑴　食品の安全性の確保に関する施策は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に、国民の食生活の状況、国際貿易ルールとの整合性、選択肢となる措置の実行可能性及び費用等を考慮するとともに、食品健康影響評価が行われたときは、その結果に基づいて、行われなければならない。

⑵　食品の安全性の確保を図る観点から、食品衛生法等に基づき、食品等について必要な規格及び基準の整備を進める。

平成15年の食品衛生法等の改正により、既存添加物について安全性に問題がある場合には既存添加物名簿から消除することができるようになったほか、食品中に残留する農薬、飼料添加物及び動物用の医薬品についていわゆるポジティブリスト制（残留基準が設定されていない農薬、飼料添加物及び動物用の医薬品が一定量以上含まれる食品の流通を原則として禁止する制度）が導入されるとともに、いわゆる健康食品について、人の健康を損なうおそれがない旨の確証がなく、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があるときには、食品としての販売を禁止することができるようになった。引き続き、これらの各制度について、その適切な実施を図る。

⑶　食品衛生法等に基づく食品等の規格及び基準等が遵守されるよう、監視、指導及び調査の実施等に努める。

平成15年の食品衛生法等の改正により、食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針（平成15年厚生労働省告示第301号）に基づき、各都道府県等の地域の実状や輸出国における生産地の事情等を踏まえた都道府県等食品衛生監視指導計画及び輸入食品監視指導計画が策定されることとなった。引き続き、これらに従い、国内に流通する食品及び輸入食品の適切な監視指導の実施を図る。

このほか、輸入農産物の残留農薬調査の結果の公表等を通じ、食品関連事業者の自主検査等の取組を促進する。

⑷　消費者庁は、食品に起因する消費者事故について、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある場合であるか否かを迅速に確定し、他の法律の規定に基づく措置がない場合にあっては、消費者安全法（平成21年法律第50号）の規定に基づく勧告及び命令等を行うことにより対応する。

⑸　研修の実施等を通じ、リスク管理にかかわる人材について、専門性の一層の充実を図る。